

# Citrix データ処理補足契約書

## EU 標準契約条項

2020年5月27日発行の Citrix データ処理補足契約書 (Citrix Trust Center (https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-data-processing-agreement.html) に掲載) (以下「DPA」といいます) の第7項に基づき、参照により DPA に組み込まれるこの EU 標準契約条項は、DPA に基づいて本サービスを購入した顧客法人によって履行できるものとします。

### 別紙 1: 標準契約条項(「処理者向け」)

#### 第三国に拠点を置く処理者への個人データの転送に関する EU 委員会の「標準契約条項」

十分なレベルのデータ保護を確保していない第三国に設立された処理者への個人データ移転のための 95/46/EC 指令第 26 条 (2) 項を遵守することを目的とする

お客様

(データ輸出者)

および

データ輸入者の組織名:

Citrix Systems, Inc. (その系列会社も含む)

住所: 851 West Cypress Road, Ft. Lauderdale, FL 33309

電話番号: +1 954 267 3000、ファックス: +1 805 690 6471、電子メール: [modelclauses@citrix.com](mailto:modelclauses@citrix.com)

データ輸出者

(以下それぞれを「当事者」といい、総称して「両当事者」といいます)

は、別表 1 に規定する個人データのデータ輸出者によるデータ輸入者への移転に関して、個人のプライバシー、基本的権利、および自由の保護に関する適切な安全措置を提示するため、以下の契約条項 (以下「本契約条項」といいます) に合意します。

### 第 1 条

#### 定義

本契約条項の目的:

(a) 「個人データ」、「特別な種類のデータ」、「処理」、「管理者」、「処理者」、「データ主体」および「監督当局」については、個人データの処理に関する個人の保護および当該データの自由な移動に関する 1995 年 10 月 24 日の欧州議会および理事会の 95/46/EC 指令における定義と同じ意味を有するものとします。 (1);

- (b)「データ輸出者」とは、個人データを移転する管理者を意味します。
- (c)「データ輸入者」とは、データ輸出者の指示および本契約条項の条件に従い個人データの移転後にデータ輸出者の代わりにデータを処理するためにデータ輸出者から個人データを受領することに同意し、95/46/EC 指令第 25 条 (1) 項に規定する適切な保護を確保する第三国のシステムの適用を受けない処理者を意味します。
- (d)「下請処理者」とは、データ輸入者から、またはデータ輸入者の他の下請処理者から委託を受け、データ輸入者の指示、本契約条項の条件および書面による下請契約の条件に従い個人データの移転後にデータ輸入者の代わりに行うデータ処理活動のみを目的として、データ輸入者またはデータ輸入者の他の下請処理者から個人データを受領することに同意する処理者を意味します。
- (e)「適用されるデータ保護法令」とは、データ輸出者が設立されている加盟国においてデータ管理者に適用される、個人の基本的権利および自由 (特に個人データの処理に関するプライバシー権) を保護する法令を意味します。
- (f)「技術的および組織的なセキュリティ対策」とは、特に、データ処理にネットワークを介したデータ送信が関係する場合において、不慮もしくはは不法な破壊または不慮の紛失、改変、不正な開示もしくはアクセスから、およびその他すべての不法な処理形態から個人データを保護することを目的とした対策を意味します。

## 第 2 条

### 移転の詳細

移転、および特に特別な種類の個人データ (該当する場合) の詳細については、本契約条項において重要な要素である以下の別表 1 に規定するとおりとします。

## 第 3 条

### 第三者受益者に関する条項

1. データ主体は、第三者受益者として、データ輸出者に対し、本条、第 4 条 (b) 項乃至 (i) 項、第 5 条 (a) 項乃至 (e) 項および (g) 項乃至 (j) 項、第 6 条 (1) 項および (2) 項、第 7 条、第 8 条 (2) 項ならびに第 9 条乃至第 12 条を実施要求することができます。
2. データ輸出者が事実上または法律上消滅した場合、データ主体は、データ輸入者に対し、本条、第 5 条 (a) 項乃至 (e) 項および (g) 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条 (2) 項ならびに第 9 条乃至第 12 条を実施要求できるものとします。ただし、承継法人が契約または法の適用によりデータ輸出者の法的義務の全部を承継し、その結果、当該承継法人がデータ輸出者の権利および義務を承継する場合を除くものとし、この場合、データ主体はかかる承継法人にこれらの条項を実施要求できるものとします。
3. データ輸出者とデータ輸入者の双方が事実上もしくは法律上消滅した、または支払不能となった場合、データ主体は、下請処理者に対し、本条、第 5 条 (a) 項乃至 (e) 項および (g) 項、第 6 条、第 7 条、第 8 条 (2) 項ならびに第 9 条乃至第 12 条を実施要求できるものとします。ただし、承継法人が契約または法の適用によりデータ輸出者の法的義務の全部を承継し、その結果、当該承継法人がデータ輸出者の権利および義務を承継する場合を除くものとし、この場合、データ主体はかかる承継法人にこれらの条項を実施要求できるものとします。かかる下請処理者の対第三者責任は、本契約条項に基づく下請処理者自身の処理業務に限られるものとします。
4. 両当事者は、データ主体が明示的に希望し、それが国内法により認められる場合には、データ主体が団体その他の機関に代表されることに対し異議を申し立てないものとします。

## 第 4 条

### データ輸出者の義務

データ輸出者は以下に同意し保証するものとします。

- (a) 個人データの処理(移転を含む)、および以降の活動が、適用されるデータ保護法令の関連規定に従って実行されており(該当する場合は、データ輸出者が設立されている加盟国の関係当局に通知されており)、かかる国の関連規定に違反していない。
- (b) データ輸入者に対し、移転された個人データをデータ輸出者に代わってのみ、かつ適用されるデータ保護法令および本契約条項に従って処理するよう、個人データ処理サービスの継続期間中指示する。
- (c) データ輸入者が以下の別表 2 に規定する技術的および組織的なセキュリティ対策に関して十分な保証を提供する。
- (d) 適用されるデータ保護法令の要件評価後において、セキュリティ対策が、特に処理にネットワークを介したデータ送信が関係する場合に、不慮もしくは不法な破壊、不慮の紛失もしくは改変、または不正な開示もしくはアクセスから、およびその他すべての不法な処理形態から、個人データを保護するために適切であり、ならびに、かかる対策が最新技術および実施コストに照らし、保護されるべきデータの処理およびその性質により生じるリスクに見合ったレベルのセキュリティを確保している。
- (e) セキュリティ対策を確実に遵守する。
- (f) 特別な種類のデータが移転される場合、データ主体のデータが 95/46/EC 指令に規定する適切な保護を提供していない第三国へ移転される可能性があることが、移転の前または移転の後可能な限り速やかに、データ主体に通知されているか、または今後通知される。
- (g) データ輸出者が移転を継続するまたは一時中断を解除することを決定する場合は、第 5 条 (b) 項および第 8 条 (3) 項に従いデータ輸入者または下請処理者から受領した通知をデータ保護監督当局に転送する。
- (h) 要請があった場合には、データ主体に本契約条項(別表 2 を除く)の写しおよびセキュリティ対策の要約ならびに本契約条項に従い作成しなければならない下請処理サービス契約の写しを提供する。ただし、本契約条項またはかかる契約に商業的な情報が含まれる場合を除くものとし、この場合はかかる商業的な情報を削除することができる。
- (i) 下請処理の場合、処理活動が、個人データおよびデータ主体の権利についてデータ輸入者が本契約条項に基づき提供するものと同等以上の保護を提供する下請処理者により、第 11 条に従って実行される。
- (j) 第 4 条 (a) 項乃至 (i) 項を確実に遵守する。

## 第 5 条

### データ輸入者の義務

データ輸入者は以下に同意し保証するものとします。

- (a) データ輸出者に代わってのみ、かつデータ輸出者の指示および本契約条項に従ってのみ個人データを処理する。いかなる理由であれ、これらを遵守することができない場合、遵守できない旨を速やかにデータ輸出者に通知するものとする。この場合、データ輸出者はデータの移転を一時中断し、または契約を解除することができるものとする。
- (b) 自己に適用される法令により、データ輸出者からの指示および契約に基づく義務に応えることが禁止されると考える理由がない。さらに、かかる法令に本契約条項の規定する保証および義務に重大な悪影響を及ぼす可能性がある変更があった場合はかかる変更を認識次第速やかにデータ輸出者に通知する。この場合、データ輸出者はデータの移転を一時中断し、または契約を解除することができるものとする。

- (c) 移転された個人データを処理する前に、別表 2 に規定する技術的および組織的なセキュリティ対策を講じている。
- (d) データ輸出者に対し以下を速やかに通知する。
  - (i) 法執行機関による個人データの開示要求。ただし、法執行機関の捜査の秘密を保持するために刑事法等で通知することが禁止されている場合を除く。
  - (ii) 不慮のまたは不正なアクセス。
  - (iii) データ主体から直接受けた要求。別途応答の許可を受けている場合を除き、かかる要求には応答せずにデータ輸出者に通知するものとする。
- (e) 移転対象である個人データの処理に関するデータ輸出者からの問い合わせのすべてについて速やかにかつ適切に対応する。および移転されたデータの処理に関して監督当局の助言に従う。
- (f) データ輸出者の要請により、データ輸入車のデータ処理施設について、データ輸出者、または所要の専門資格を有し秘密保持義務を負う独立の構成員であって、データ輸出者が選定した者で構成される監査機関が監督当局と合意のうえで実施する、本契約条項が適用される処理活動の監査を受け入れる。
- (g) 要請があった場合には、データ主体に本契約条項または既存の下請処理サービス契約の写しを提供する。ただし、本契約条項またはかかる契約に商業的な情報が含まれる場合を除くものとし、この場合はかかる商業的な情報を削除することができる。ただし、別表 2 については、データ主体がデータ輸出者から写しを取得することができない場合にはセキュリティ対策の要約と差し替えるものとする。
- (h) 下請処理の場合は、事前にデータ輸出者に通知し、事前に書面による承諾を得る。
- (i) 下請処理者による処理サービスは第 11 条に従って実施される。
- (j) 本契約条項に基づいて締結した下請処理サービス契約の写しを速やかにデータ輸出者に送付する。

## 第 6 条

### 責任

1. 両当事者は、当事者または下請処理者が第 3 条または第 11 条に規定する義務に違反したことによりデータ主体が損害を被った場合、かかるデータ主体がかかるとしてデータ輸出者から賠償を受ける権利を有することに合意します。
2. データ輸出者が事実上もしくは法律上消滅し、または支払不能となったために、データ輸入者または下請処理者が第 3 条または第 11 条に規定する義務に違反したこと起因する賠償請求をデータ主体が第 1 項に従いデータ輸出者に対して提起することができない場合、データ輸入者は、データ主体がデータ輸入者に対し、データ輸出者と同様に請求を提起することができることに同意します。ただし、承継法人が契約または法の適用によりデータ輸出者の法的義務の全部を承継した場合を除くものとし、この場合はデータ主体がかかるとして自己の権利を行使することができます。  
データ輸入者は、自己の責任を回避するために、下請処理者による義務違反に依拠することはできません。
3. データ輸出者およびデータ輸入者の両者が事実上もしくは法律上消滅し、または支払不能となったために、下請処理者が第 3 条または第 11 条に規定する義務に違反したこと起因する第 1 項または第 2 項に規定する請求をデータ主体がデータ輸出者またはデータ輸入者に対して提起することができない場合、下請処理者は、データ主体がデータの下請処理者に対し、データ輸出者またはデータ輸入者と同様に、本契約条項に基づく処理業務に関して請求を提起することができることに同意します。ただし、承継法人が契約または法の適用によりデータ輸出者またはデータ輸入者の法的義務の全部を承継した場合を除くものとし、この場合はデータ主体がかかるとして自己の権利を行使することができます。下請処理者の責任は、本契約条項に基づいて自己が行った処理業務に限られるものとします。

## 第 7 条

### 調停および管轄

1. データ輸入者は、データ主体がデータ輸入者に対して第三者受益者の権利を行使する場合または本契約条項に基づく損害補償請求を提起する場合、データ主体による以下の決定を承認することに同意します。
  - (a) 紛争を、独立した人物またはしかるべき場合は監督当局による調停に付すこと。
  - (b) 紛争を、データ輸出者が設立されている加盟国の裁判所に付託すること。
2. 両当事者は、データ主体が行った選択が、その他の国内法または国際法の規定に従い救済を求めるというデータ主体の実体法上または手続法上の権利を損なうものではないことに同意します。

## 第 8 条

### 監督当局との協力

1. データ輸出者は、監督当局から要請を受けた場合または適用されるデータ保護法令により義務付けられる場合には、本契約の写しを監督当局に寄託することに同意します。
2. 両当事者は、監督当局がデータ輸入者および下請処理者の監査を実施する権利を有することに同意します。かかる監査は、適用されるデータ保護法令に基づくデータ輸出者の監査に適用されるものと同じ範囲について実施されるものとし、これと同じ条件が適用されます。
3. データ輸入者は、第 2 項に従ったデータ輸入者または下請処理者の監査の実施を妨げる、データ輸出者または下請処理者に適用される法令の存在を速やかにデータ輸出者に通知するものとします。この場合、データ輸出者は第 5 条 (b) 項の対策を講じる権利を有するものとします。

## 第 9 条

### 準拠法

本契約条項は、データ輸出者が設立されている国である加盟国の法律に準拠するものとします。

## 第 10 条

### 本契約の変更

両当事者は、本契約条項を変更または修正しないことを約束します。これは、本契約条項に矛盾するものでない限り、両当事者が必要な場合に業務関連の問題に関する条項を追加することを妨げるものではありません。

## 第 11 条

### 下請処理

1. データ輸入者は、データ輸出者の書面による事前の同意を得ずに、本契約条項に基づきデータ輸出者の代わりに実施する処理業務を下請に出さないものとします。データ輸入者がデータ輸出者の同意を得て本契約条項に基づく義務を下請に出す場合、下請処理者と書面によって契約を締結し、本契約条項に基づいてデータ輸入者に課される義務と同様の義務を下請処理者に課すものとします<sup>(3)</sup>。下請処理者がかかる書面による契約に基づくデータ保護の義務を履行しない場合、データ輸入者はデータ輸出者に対し、下請処理者のかかる契約上の義務の不履行について全面的に責任を負うものとします。

2. データ輸入者と下請処理者の間の事前の書面による契約には、データ輸出者またはデータ輸入者が事実上もしくは法律上消滅し、または支払不能となり、契約または法の適用によりデータ輸出者またはデータ輸入者の法的義務の全部を承継する承継法人が存在しないために、第 6 条第 1 項に規定するこれらに対する賠償請求をデータ主体が提起することができない場合のために、第 3 条に規定するものと同様の第三者受益者条項も含むものとします。かかる下請処理者の対第三者責任は、本契約条項に基づく下請処理者自身の処理業務に限られるものとします。
3. 第 1 項に規定する契約の下請処理のデータ保護に関する規定は、データ輸出者が設立されている国である加盟国の法律に準拠するものとします。
4. データ輸出者は、本契約条項に基づいて締結され、第 5 条 (j) 項に従いデータ輸入者に通知された下請処理契約のリストを保持するものとします。かかるリストは、年 1 回以上更新するものとします。かかるリストは、データ輸出者のデータ保護監督当局に提供されるものとします。

## 第 12 条

### 個人データ処理サービス終了後の義務

1. 両当事者は、データ処理サービスの終了時に、データ輸入者および下請処理者が、データ輸出者の選択により、移転されたすべての個人データおよびそのコピーをデータ輸出者に返却するか、またはすべての個人データを破棄しデータ輸出者にその旨証明することに同意します。ただし、データ輸入者に課される法令が、移転個人データの全部または一部の返却または破棄を禁止している場合を除きます。この場合、データ輸入者は移転された個人データの秘密保持を保証し、それ以降、移転された個人データを積極的に処理しないものとします。
2. データ輸入者および下請処理者は、データ輸出者または監督当局の要請があった場合には、自己のデータ処理施設について、第 1 項に規定する手順に対する監査を受け入れることを保証します。

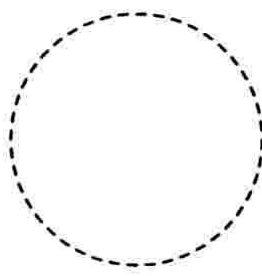
#### データ輸出者代表:

名前(氏名): …

役職: …

住所: …

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合):

	署名…
---	-----

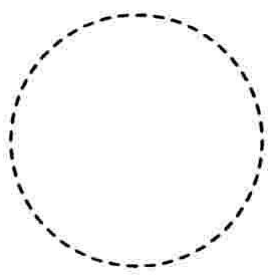
**データ輸入者代表:**

名前(氏名): Peter M. Lefkowitz

役職: 副社長兼最高プライバシー・デジタルリスク管理責任者

住所: 851 West Cypress Road - Ft. Lauderdale, FL 33309 (USA)

本契約が拘束力を有するために必要なその他の情報 (存在する場合):

	署名…
---	-----

(1) 両当事者が本契約内容を別途定めることを望む場合は、95/46/EC 指令に規定される定義および意味を本条で示すこともできます。

(2) 95/46/EC 指令の第 13 条 (1) 項で列挙された利益の 1 つに基づき民主主義社会に不可欠とされる範囲を上回らない、データ輸入者に適用される国内法上の義務的要請は (すなわち、国家の安全、防衛、公安、刑事犯罪もしくは規制される職業の職業倫理違反の防止、捜査、発見および訴追、重要な経済的もしくは財政的な国家の利益、またはデータ主体もしくはその他の者の権利および自由の保護に必要な措置を講じている場合)、本標準契約条項と矛盾するものではありません。民主主義社会において必要な範囲を上回らない義務的要請の例としては、特に、国際的に認知された制裁措置、税務報告義務要件、アンチ マネーロンダリング報告義務要件等があります。

(3) この要件は、本決定に基づきデータ輸出者とデータ輸入者との間で締結された契約に、下請処理者が連署する方法でも満たすことができます。

## 標準契約条項別表 1

本別表は、本契約条項の一部を構成するものであり、両当事者は本別表の全項目に必要な事項を記入の上、署名する必要があります。

加盟国は、国内における手続きに従い、本別表に含めるべき必要な追加情報を補完または記載するものとします。

### データ輸出者

データ輸出者は(本件移転に関する活動を簡潔に記載してください):

Citrix のサービス ディスクリプションに記載された Citrix の IT 製品、サービス、およびソリューションを使用します。

### データ輸入者

データ輸入者は(本件移転に関する活動を簡潔に記載してください):

Citrix のサービス ディスクリプションに記載された IT 製品、サービス、およびソリューションを提供します。

### データ主体

移転される個人データは、以下の種類のデータ主体に関するものです (明記してください):

DPA 第 5 項に記載のとおり。

### データの種類

移転される個人データは、以下のデータの種類に関するものです (明記してください):

DPA 第 5 項に記載のとおり。

### 特別な種類のデータ (該当する場合)

移転される個人データは、以下の特別な種類のデータに関するものです (明記してください):

移転される個人データはデータ輸出者によって決定および管理され、政府識別子、宗教、その他本サービスを実施するために必要なセンシティブなデータが含まれることがあります。

### 処理業務

移転される個人データは、以下の基本的な処理活動の対象となります (明記してください):

DPA 第 4 項に記載のとおり。

データ輸出者

名前:

職務:

正式な署名

データ輸入者

名前: Peter M. Lefkowitz

職務: 副社長兼最高プラ  
イバシー・デジタルリ  
スク管理責任者

正式な署名



## 標準契約条項別表 2

本別表は、本契約条項の一部を構成するものであり、両当事者は本別表の全項目に必要事項を記入の上、署名する必要があります。

**第 4 条 (d) 項および第 5 条 (c) 項 (または添付の書類/法令) に従ってデータ輸入者が講じる技術的および組織的なセキュリティ対策の内容:**

技術的および組織的なセキュリティ対策については、「Citrix サービスのセキュリティに関する別紙」(<https://www.citrix.com/buy/licensing/citrix-services-security-exhibit.html>) に記載のとおり。

データ輸出者

データ輸入者

名前:

名前: Peter M. Lefkowitz

職務:

職務: 副社長兼最高プライバシー・デジタルリスク管理責任者

正式な署名

正式な署名